

1. 開会 深浦会長	<p>それでは、出席予定の委員の皆様がお揃いですので、ただ今から、「令和6年度第3回長崎地方最低賃金審議会」を開催いたします。</p> <p>まず、委員の出欠状況につきまして事務局から報告をお願いします。</p>
池田指導官	<p>現在、委員総数15名のうち、公益委員5名、労側委員5名、使側委員5名、計15名の委員の方全員ご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づき、審議会開催に必要な定足数の3分の2以上を満たしており、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。</p> <p>なお、公益委員の岡田委員につきましてはWebでの参加となりますけれども、長崎地方最低賃金審議会運営規則第4条第2項によりまして会議への出席に含めることとなっておりますので、申し添えます。</p>
2. 会長挨拶 深浦会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>委員の皆様方、大変お忙しい中、また遅い時間になりましたけれども、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>また、専門部会委員の皆様、長時間のご審議、大変ありがとうございました。</p> <p>本日は、林部会長から専門部会報告を受けた後、長崎県最低賃金の採決を行うこととしております。よろしくお願いいたします。</p>
3. 議題 (1) 専門部 会長報告 深浦会長	<p>それでは、早速、議題に入ります。</p> <p>最初の議題は、専門部会報告ですので、専門部会の林部会長から、報告をお願いいたします。</p>
林部会長	<p>それでは、専門部会の審議の経過と結果について、簡単にご説明いたします。</p> <p>7月1日に長崎地方最低賃金審議会に諮問されました長崎県最低賃金の改正決定の調査審議につきましては、長崎県最低賃金専門部会に付託されまして、8月1日の第1回から本日第4回まで4回にわたり専門部会を開催いたしまして、結審に至りました。</p>

	<p>冒頭に労側、使側からそれぞれ基本的な考え方のご説明をいただきまして、その後、現下の経済、雇用情勢等を踏まえまして、委員の皆様方による真摯なご議論を積み重ねて参りました。</p> <p>その結果、専門部会におきまして、公益見解をお示しの上、採決しましたところ、次のような結論に達しました。</p> <p>本年度の長崎県最低賃金は、「55円引上げて、1時間953円とする。」以上でございます。</p>
深浦会長	事務局から、ただ今の部会報告書について、念のため朗読をお願いいたします。
山本室長	部会報告書を準備しますので、しばらくお待ちください。
深浦会長	はい。ではしばらくお待ちください。
山本室長	<p>それでは、部会報告書につきまして、朗読させていただきます。</p> <p>令和6年8月16日 長崎地方最低賃金審議会会長 深浦厚之殿。 長崎地方最低賃金審議会長崎県最低賃金専門部会部会長 林 徹。 長崎県最低賃金の改正決定に関する報告書。</p> <p>当専門部会は、令和6年7月1日に長崎地方最低賃金審議会から付託された長崎県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。</p> <p>本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。</p> <p>なお、中央最低賃金審議会の目安答申において、政府に対し、中小企業・小規模事業者への生産性向上支援や価格転嫁対策等の多くの要望がなされたところであるが、長崎労働局においても、可能な限り多くの県内中小企業・小規模事業者が賃上げの原資の確保につなげる取り組みを継続的に実施するよう強く要望する。</p> <p>具体的には、政府が掲げる各種の助成金を受給できるよう周知徹底するとともに、特に事業場内で最も低い時間給を一定以上引上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金が一層活用されるよう、積極的かつ工夫を凝らした周知広報に取り組むことを、当専門部会として要望する。</p> <p>また、取りまとめに当たっては、労働者側委員及び使用者側委員より別紙2のとおり国に対する要望がなされていることを申し添える。</p> <p>記、1 公益代表委員 林 徹、伊東浩子、深浦厚之、2 労働者代表委員 岩永洋一、加世田和志、種村和久、3 使用者代表委員 宇土敏郎、峯下隆久、吉野ゆき子。</p>

別紙1、長崎県最低賃金。

1 適用する地域 長崎県の区域。

2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者。

3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。

4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間 953円。

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。

6 効力発生の日 法定どおり。

別紙2、労働者側委員からの要望事項。

(1) 最低賃金の引上げにより、時給が上昇傾向にある結果、短時間労働者を中心として、いわゆる年収106万円・130万円の壁の影響による就労調整が行われる場合があり、結果として、人手不足の解消への悪影響や、労働者の実質的な所得の向上が図られないこととなることから、社会保障制度ならびに税制度について、賃金引上げの情勢に合わせた検討を求める。

(2) 公契約について、国および地方公共団体は、今回の最低賃金の引上げ額が過去最高の55円となったことを踏まえ、公共調達の契約の相手方に対し、最低賃金改定に伴う契約変更の可否について、明示的に協議するとともに、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう受注者の申出に速やかに対応すること。

使用者側委員からの要望事項。

(1) 近年は毎年、最低賃金が大幅に引上げられるとともに、10月に改定発効されていることから、パートタイム労働者等について税制上の扶養控除及び社会保険上の被扶養認定を受けるために、就労時間等の調整を行わなければならない状況が企業等の事業活動の支障にもなっている。

2023年10月から「年収の壁・支援強化パッケージ」が開始され、年収の壁を意識せずに働ける環境づくりが進められることになったが、実際に活用する従業員は限定的であり、就労時間等の調整の解消には至っていない。理由としては、制度は出来ても扶養の範囲内を継続したい、配偶者側の家族手当等を継続したい、従業員間で不公平となる、などである。

このような状況を回避するために、最低賃金の改定の発効日を1月1日で制度化することについて国において検討することを強く要望する。

(2) B to C事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、国が消費者に対して価格転嫁に理解を求めていく施策を展開するよう強く要望する。あわせて、B to C事業の価格転嫁率を、定期的、定量的に調査することを要望する。

(3) 業務改善助成金を含めた各種助成金については、利用する事業所

	<p>数の大幅な拡大を目的とすべく、事業者が利用しやすく、かつ手続きがわかりやすい制度に変更することを強く要望する。</p> <p>以上でございます。</p>
深浦会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>カメラによる撮影は、一旦ここまでとさせていただきます。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
池田指導官	<p>大変申し訳ございませんが、報道各社の皆様、カメラによる撮影を一旦ここまでとさせていただきます。録音も止めさせていただきますので、よろしくお願いします。</p> <p>お止めいただきますまで、しばらくお待ちください。カメラと録音を、全てお止めいただけましたでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>撮影可能となりましたら、改めてご案内させていただきたいと思えます。</p>
(2) 長崎県 最低賃金の 改正について	
深浦会長	<p>ただ今の専門部会報告におきまして、長崎県最低賃金は、「55円引上げて、1時間953円とする。」ことが報告されましたけれども、これに関しまして、何かご意見があればお願いいたします。</p> <p>労側はないですか。</p>
労働者側委員	<p>ございません。</p>
深浦会長	<p>使側はいかがですか。</p>
使用者側委員	<p>はい。ございません。</p>
深浦会長	<p>特に今ご発言がなかったということですけど、ここで採決によって結審したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>&lt;異議なし&gt;</p>
深浦会長	<p>それでは、皆様にお諮りいたします。</p>

	<p>賛成の方から、挙手をお願いすることになります。</p> <p>専門部会の結論、長崎県最低賃金は、「55円引上げて、1時間953円とする。」ことにつきまして、まず賛成の方、挙手をお願いいたします。</p>
各委員	<挙手>
深浦会長	<p>確認できました。</p> <p>それでは、引き続きまして、専門部会の結論、長崎県最低賃金は、「55円引上げて、1時間953円とする。」ことにつきまして、反対の方、挙手をお願いいたします。</p>
各委員	<挙手>
深浦会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、事務局から採決の結果を報告してください。</p>
池田指導官	<p>それでは、採決の結果をご報告いたします。</p> <p>今回、採決の際の委員の出席は、会長を含めまして15名でございます。</p> <p>会長は、最低賃金審議会令第5条第3項の規定によりまして、可否同数のときに裁決権を持っていることから委員として採決に加わらないとされておりまして、会長を除く出席者全員を採決の基礎数とすることとされておりまして。</p> <p>その結果、採決の基礎数は14名。</p> <p>賛成が9名、反対が5名。</p> <p>よって、賛成多数となりましたことをご報告いたします。</p>
深浦会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>採決の結果、賛成9名、反対5名ということで、賛成多数ということで本年度、本県の最低賃金は、「55円引上げて、1時間953円とする。」ことを審議会として決定いたします。</p> <p>それでは、続きまして効力発生日につきまして、説明をお願いします。</p>
山本室長	<p>効力発生日につきましては、専門部会報告書の「法定どおり」であれば10月12日（土）が最短の法定効力発生日ということになります。</p>
深浦会長	<p>最短で10月12日が法定どおりの発効日となります。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>

各委員	<異議なし>
深浦会長	<p>それでは、本審議会から長崎労働局長に答申いたしますが、答申案を事務局より委員の皆様にお配り下さい。</p> <p>なお、ここからはカメラについて、撮影を可といたしますのでよろしくお願いします。</p>
	<答申（案）を委員及び傍聴人・報道機関へ配付>
深浦会長	<p>行き渡りましたでしょうか。</p> <p>ただ今、お配りしました答申案は、基本的に専門部会報告書と同じ内容となっております。</p>
種村委員	「使用者側委員より別紙2のとおり」となっていますが、労働者側委員のほうもございます。
深浦会長	そうですね。答申（案）の一番下から2行目、「取りまとめに当たっては…」の所になりますけれども、これはもちろん使用者側委員と労働者側委員の両方になります。
山本室長	<p>申し訳ございません。差し替えますので、しばらくお待ちください。</p> <p>&lt;答申（案）の差し替え分を委員及び傍聴人・報道機関へ配付&gt;</p>
深浦会長	<p>では、改めまして、答申（案）の内容をご確認ください。</p> <p>基本的には、専門部会報告と同じ内容となっております。</p> <p>では、差し替えたほうの内容で、本審議会から労働局長あて答申を行うことといたします。</p>
山本室長	<p>それでは、会長ならびに局長は中央にお願いします。</p> <p>撮影していただいてもかまいませんが、あまり奥まで入らないよう、お願いいたします。</p>
深浦会長	<p>それでは、答申いたします。</p> <p>長崎地方最低賃金審議会は、本年7月1日、労働局長から、「長崎県最低賃金の改正決定について」の諮問を受けまして、調査審議を重ねた結果、「長崎県最低賃金を55円引上げて、1時間953円」とするよう答申をいたします。</p>

	<p>&lt;会長から局長へ「答申文」を手交&gt;</p>
深浦会長	<p>それではここで、倉永労働局長からご発言があるということですので、よろしくお願いたします。</p>
倉永局長	<p>改めまして、倉永です。</p> <p>ただいま会長から、令和6年度の長崎県最低賃金の改正決定について答申をいただきました。</p> <p>本年は、7月1日に諮問をさせていただきまして、8月1日に中央最低賃金審議会の目安答申を伝達させていただきました。</p> <p>その後、専門部会の委員の皆様を中心として、慎重かつ丁寧なご審議を賜りました。</p> <p>この場を借りて厚く御礼を申し上げます。</p> <p>今後、労働局といたしましては、本日いただいた答申を踏まえまして、最低賃金の改正にかかる所要の手続きを進めるとともに、異議審を経まして答申どおり改正決定がなされた場合には、最低賃金の周知徹底、業務改善助成金をはじめとする中小企業・小規模事業者への賃金引上げに関する支援策の周知と活用促進、こうしたことについて全力を挙げて取り組んで参ります。</p> <p>委員の皆様方には、引き続き審議会の運営につきまして、御協力を賜りますようお願いいたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。</p> <p>誠にありがとうございました。</p>
(3)その他	
深浦会長	<p>それでは、今後の事務手続きにつきまして、説明をお願いします。</p>
山本室長	<p>ただ今、答申をいただきましたので、最低賃金法第11条第1項に基づきまして、本日付けで答申内容の公示を行いまして、15日間異議の申し出を受け付けますと、異議申出締切日が9月2日（月）となりますので、この間に異議申出があった場合には、異議申出締切日の翌開庁日であります9月3日（火）午前9時30分から第5回本審（異議審）を、この会議室において開催したいと思います。</p> <p>なお、当初予定していた8月21日（水）の第4回本審については、まだ異議申出期間が満了しておりませんので、異議申出に関する審議は行えませんが、第2回本審で決定していただいたように、特定最低賃金にかかる参考人意見聴取等のご審議をこの日に行っていただく予定としております。</p>

深浦会長	<p>その上で、改めて異議申出がありました場合は、先程申し上げましたように、9月3日（火）午前9時30分からこの会議室において、第5回本審（異議審）を開催したいと思います。</p> <p>その後、官報公示等の事務処理を最短で行った場合、10月12日（土）が法定発効予定日となります。</p> <p>今後、このような流れで、手続き等進めて参りたいと思っております。</p> <p>異議の申出があった場合は、9月3日（火）午前9時30分から、この会議室におきまして、第5回本審、異議審ですけれども、開催をさせていただきます。</p> <p>また、その前の8月21日（水）は第4回本審を開きまして、特定最低賃金にかかる参考人意見聴取を予定しておりますので、委員の皆様方よろしく願いいたします。</p> <p>その他、最後になりますけれども、労側、使側何かご意見があればお願いいたします。</p> <p>特には、よろしいですか。</p>
各委員	<p>&lt;意見なし&gt;</p>
深浦会長	<p>それでは、他にご意見等がないようであれば、事務局説明の日程で、本年度の長崎県最低賃金の改正が進められることとなります。</p> <p>本日の議事録の確認につきましては、公益は私、労働者側委員は種村委員を、使用者側委員は峯下委員を、それぞれ指名いたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>委員の皆様方には、長期間にわたりまして、円滑な審議それから慎重かつ真摯な運営をいただきました。</p> <p>心より感謝申し上げます。</p> <p>以上をもちまして、本日の審議会は閉会といたします。</p> <p>どうも、皆様ありがとうございました。</p>